

第8回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年8月3日(火)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 6番 力武 正光

9番 山口 光壽

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書 記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 4 1 号	農地法第 5 条の申請について	1 1 件
議案第 4 2 号	農地法第 4 条の申請について	2 件
議案第 4 3 号	農地法第 3 条の申請について	3 件
議案第 4 4 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年	1 2 件
	農地中間管理事業	1 件
	公社からの買受	2 件

8. 報告事項

報告第 1 6 号	農地中間管理事業「解除」通知の受理について	2 件
-----------	-----------------------	-----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																					
議長	<p>それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は13番堤正樹委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 力武 正光委員、9番 山口 光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="389 725 1340 1048"> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第44号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社からの買受</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。</p> <p>報告第16号 農地中間管理事業「解除」通知の受理について 2件 となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第41号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第41号	農地法第5条の申請について	11件	議案第42号	農地法第4条の申請について	2件	議案第43号	農地法第3条の申請について	3件	議案第44号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	12件		農地中間管理事業	1件		公社からの買受	2件
議案第41号	農地法第5条の申請について	11件																				
議案第42号	農地法第4条の申請について	2件																				
議案第43号	農地法第3条の申請について	3件																				
議案第44号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																					
	利用権設定 通年	12件																				
	農地中間管理事業	1件																				
	公社からの買受	2件																				
事務局	<p>議案第41号 51番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから6ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接</p>																					

事務局	<p>続きして設置される場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、 5 2 番になります。 図面は 7 ページから 1 4 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第 2 種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、 5 3 番になります。 図面は 1 5 ページから 2 2 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第 2 種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、 5 4 番になります。 図面は 2 3 ページから 3 2 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が店舗兼作業場及び駐車場建設のための申請です。 農地区分は第 3 種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、 5 5 番になります。 図面は 3 3 ページから 3 5 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場及び家庭菜園のための申請です。 農地区分は第 2 種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、 5 6 番になります。</p>
-----	---

事務局	<p>図面は36ページから39ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が事務所、倉庫及び資材置場のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、57番になります。 図面は40ページから42ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が貸駐車場及び貸資材置場のための申請です。 なお、許可を受けずに、〇〇〇〇頃貸駐車場及び貸資材置場に転用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、58番になります。 図面は43ページから55ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が建売分譲のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、59番になります。 図面は56ページから61ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅への改築及びカフェ・民泊の駐車場のための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして、議案の4ページ、60番になります。 図面は62ページから66ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 なお、許可を受けずに、〇〇〇〇頃宅地造成工事をしていたとして 始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場 合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、61番になります。 図面は67ページから73ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域 において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に 接続して設置される場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第41号 については以上11件です。</p>
議長	<p>それでは51番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当 委員	<p>一般住宅の平屋建てです。 雨水は隣接する側溝に、汚水は浄化槽を設置して埋設した配管で川 に放流されるということで、問題はないと思います。 区長、生産組合長の同意もありました。 審議、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>51番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、52番について担当委員から 説明をお願いします。</p>
担当 委員	<p>周辺は、結構住宅地になっているところでは 汚水は下水がきておりますので、そこに接続されます。雨水は側溝 へ排水される計画ですので問題ないと思います。</p>

担当 委員	副区長の判と、生産組合長の判もありました。 審議のほどよろしく申し上げます。
議長	52番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、53番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	先ほどの52番の隣になります。 同じように、2軒建つということです。 問題ないと思いますので、審議よろしく申し上げます。
議長	53番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、54番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	ここは、田んぼだったんですけど、2年ぐらいは耕作されてい ませんでした。申請人がお見えになって、工場と店を建てたいとい うことでした。 下水が通っているところですので、問題ないと思います。 区長と生産組合長の同意もありました。 ご審議よろしく申し上げます。
議長	54番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、55番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	隣にある中古の家を購入して、その裏の畑を駐車場とせんじゃ畑と して利用したいということでした。 雨水排水は、これまでどおり地下浸透です。 生産組合長、区長の判もありました。 特に問題ないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。
議長	55番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	特に無いようですので、続きまして、56番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>2、3か月前から相談があつているところです。</p> <p>細長い水田を事務所、資材置き場等に転用したいということです。</p> <p>トイレは仮設の汲み取りを設置されるそうです。</p> <p>雨水は、溜枡から道路側溝へ排水する計画です。</p> <p>区長、生産組合長の判もありました。</p> <p>事務局に確認ですが、土地利用計画図に産廃の仮置き場があるみたいですが、もし、隣接から同意がもらえなかつたりして、産廃関係の許可がでない場合どうなるのでしょうか。</p> <p>転用の取り消しになりますか。</p>
事務局	事務局では、資材置き場と認識していました。産業廃棄物の一時保管ということであれば、県の許認可が必要になると思いますので、廃棄物処理法に基づいた手続きをしていただくことになります。
担当委員	<p>図面の中に、コンクリート殻とか、アスファルト殻の仮置き場になっています。これは産廃にあたるのではないかと思います。</p> <p>仮置き場であっても、許可が必要だったのではないかと思います。</p>
事務局	<p>今回の転用申請にあたって、他法令の手続きが必要という部分を審査する必要がありますので、そこが間に合っているのかどうか、すみませんが今から確認をさせていただきます。</p> <p>関係機関及び申請者に確認をして、問題がなければ、進達をしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>56番については、先ほどの内容を事務局で確認して問題がなければ進めるということで、その他御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、57番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者が規模拡大するということで、駐車場が不足するというところで相談があつていました。</p> <p>気づいた時には、バラスを入れているようでしたので、すぐに手続きをするように連絡したところでした。</p> <p>排水については、これまでどおり自然浸透です。</p> <p>生産組合長、区長の承諾印もありました。</p> <p>問題ないと思います。以上です。</p>

議長	<p>57番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、58番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>以前から、所有者から相談があつているところで、やっと宅地分譲で話が進んだようです。生活雑排水は合併浄化槽を設置されます。ここは、排水がちょっと特殊なところでして、すぐ前に道路側溝がありますが、下の農地に行く用水路の役目をしているので、側溝には流せないということで、別にパイプを埋めて河川まで排水するそうです。</p> <p>区長、生産組合長の承諾印もありました。</p> <p>問題ないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>58番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、59番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>自分の家を改築して、カフェと民泊をされるそうです。</p> <p>その隣にある農地を駐車場として整備して利用されるそうです。整地して雨水は水路へ流す計画です。区長さん、生産組合長さんの印鑑もございました。</p> <p>問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>59番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、60番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>県道の立ち退きで5軒ぐらいおんなじのところに移転してこられる分の1軒です。先月2軒出ていた分ですね。</p> <p>排水については、下水と道路側溝が整備されていますので、問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>60番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、61番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>実家のとなりに息子さんが家を建てられるということで、申請されています。</p> <p>雨水は水路からため池へ、生活雑排水は下水道へ接続される計画です。区長さん、生産組合長さんの判もありました。</p> <p>問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>61番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請11件について承認を戴きましたので、56番については、確認をしてからになります。許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号について御説明します。</p> <p>議案の5ページ、13番になります。</p> <p>図面は74ページから75ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可しうるに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ、14番になります。</p> <p>図面は76ページから79ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p>

事務局	<p>なお、許可を受けずに、〇〇〇〇頃宅地拡張、〇〇〇〇頃駐車場造成をしていたとして始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第42号 農地法第4条の申請について以上2件です。</p>
議長	<p>13番について担当委員の私から説明します。</p>
担当委員	<p>元はミカン畑だったところです。</p> <p>ここにクヌギを植えたいということでした。区長兼生産組合長さんの判もありました。</p> <p>問題になるところではないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして14番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>許可を受けずに駐車場と宅地を拡張して生垣を作っていたということです。今回、息子さんの家を建てるための申請にあたり、こちらの手続きをしていなかったことがわかり、始末書をつけての申請です。</p> <p>特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第43号 農地法第3条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号 3件についてご説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は6ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第43号 については以上です。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
○番 委員	<p>43と44番ですけど、農地が隣どおしにあるんですけど、長いこと耕作されていないところですが、譲受人は〇〇町の人みたいですが、ここまで来て耕作されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>耕作されるということで、申請が出されています。</p>
議長	<p>他にありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第43号 農地法第3条の申請3件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の7ページから9ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が9名、貸付人が12名で、面積は田が31,768㎡、畑が14,411㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を10ページから17ページに掲げております。</p> <p>議案第44号 利用権設定の通年については以上12件です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年12件について、御意見、御質問はございませんか。</p>

事務局	<p>事務局から補足です。</p> <p>106から108番までの申請ですが、法人での借受が出されています。これまでは、法人代表の方が個人で借りられていました。今回法人を立ち上げたということで、法人での申請になっています。法人が農地を借り受けるにあたり、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しましたので、解除条件なしで受け付けております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご意見等がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年12件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は18ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を19ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>面積は田が1,742㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は3年です。</p> <p>議案第44号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件については申し出のとおり決定します。</p>

議長	<p>続きます、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受 2番についてですが、〇〇〇〇委員が申請人になる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退席していただきます。</p> <p>(〇〇〇〇委員 退出)</p> <p>それでは議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 公社からの買受についてご説明いたします。</p> <p>議案の20ページの2番になります。</p> <p>農用地利用集積計画書を21ページに掲げております。</p> <p>こちらは7月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>田が5筆、面積は2,722㎡となっております。</p> <p>議案第44号 2番については以上です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受 2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、公社からの買受 2番については承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>それでは、〇〇〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇〇〇委員着席)</p> <p>続きます、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受 3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 3番について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案の20ページの3番になります。 農用地利用集積計画書を21ページに掲げております。 こちらは7月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>田が1筆と畑が3筆の合計4筆、面積は田が793㎡と畑が3,391㎡の合計4,184㎡となっております。</p> <p>議案第44号 3番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受 3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、公社からの買受 3番については承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上となりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第16号 農地中間管理事業「解除」通知の受理について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第16号 について御説明いたします。 議案の22ページになります。 2件受理しており、令和2年6月から農業公社が中間管理していた農地で、借受者を探していましたが見つからなかったため、貸借契約の解除となったものです。</p> <p>報告第16号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第16号 農地中間管理事業「解除」通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、報告事項を終了します。 これで第8回農業委員会会議を閉会します。</p>